

支援センターの再指定について

- ✓ 令和 7 年度より実施する新たな事業内容へ安定的に移行するため、令和 6 年度で指定期間が終了する 5 圏域の支援センターについて、1 年間の再指定を行う。
- ✓ 令和 7 年度中に 1 2 圏域一斉に支援センターの公募及び手続を行う。

1 再指定までの流れ

(1) 東京都リハビリテーション協議会の意見聴取

5 圏域の支援センターを再指定することについて、東京都リハビリテーション協議会の意見を聴取

(2) 東京都知事による再指定

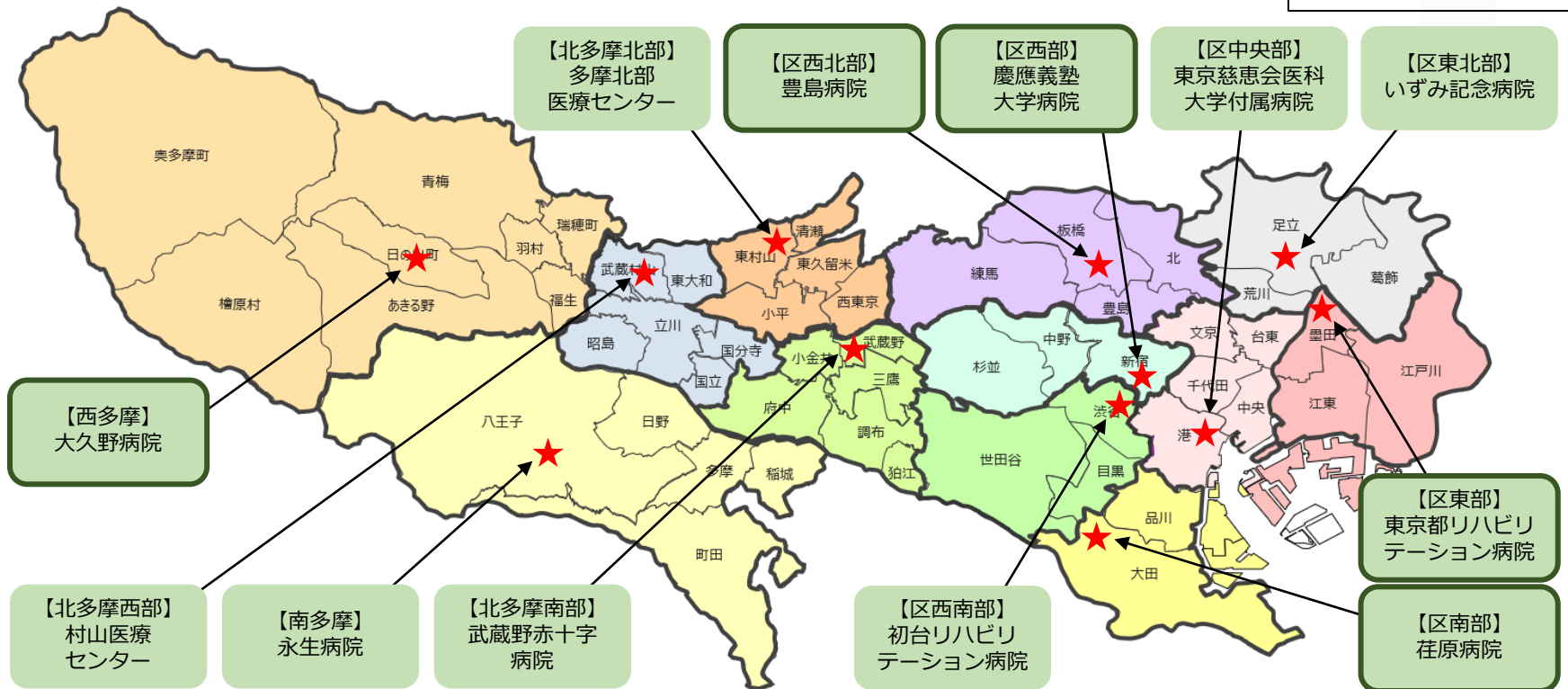
協議会の意見を参考に、都知事による再指定

2 再指定を行う 5 圏域の支援センター

圏域	構成区市町村	支援センター及び所在地
区南部	品川・大田	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立荏原病院 大田区東雪谷4-5-10
区西部	新宿・中野・杉並	慶應義塾大学病院 新宿区信濃町35
区西北部	豊島・北・板橋・練馬	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立豊島病院 板橋区栄町33-1
区東部	墨田・江東・江戸川	東京都リハビリテーション病院 墨田区堤通2-14-1
西多摩	青梅・福生・羽村・あきる野・ 瑞穂・日の出・檜原・奥多摩	医療法人財団利定会 大久野病院 西多摩郡日の出町大久野6416

東京都における地域リハビリテーション支援センター整備状況

令和6年4月1日時点



圏域	構成区市町村	人口(人)	面積(km ²)	指定病院
区中央部	千代田・中央・港・文京・台東	977,363	63.63	東京慈恵会医科大学附属病院
区南部	品川・大田	1,168,482	84.71	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立荏原病院
区西南部	目黒・世田谷・渋谷	1,468,668	87.83	医療法人社団輝生会 初台リハビリテーション病院
区西部	新宿・中野・杉並	1,290,477	67.87	慶應義塾大学病院
区西北部	豊島・北・板橋・練馬	2,005,123	113.92	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立豊島病院
区東北部	荒川・足立・葛飾	1,372,537	98.21	社会医療法人社団医善会 いずみ記念病院
区東部	墨田・江東・江戸川	1,508,643	106.66	東京都リハビリテーション病院
西多摩	青梅・福生・羽村・あきる野・瑞穂・日の出・檜原・奥多摩	373,244	572.70	医療法人財団利定会 大久野病院
南多摩	八王子・町田・日野・多摩・稲城	1,442,373	324.46	医療法人社団永生会 永生病院
北多摩西部	立川・昭島・国分寺・国立・東大和・武蔵村山	661,471	90.05	独立行政法人国立病院機構 村山医療センター
北多摩南部	武蔵野・三鷹・府中・調布・小金井・狛江	1,062,640	96.10	日本赤十字社東京支部 武蔵野赤十字病院
北多摩北部	小平・東村山・西東京・清瀬・東久留米	750,803	76.51	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター

(資料) 都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」(令和6年1月1日現在)、国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年4月1日現在)

地域リハビリテーション支援センターの指定状況

※指定期間は3年間

圏域及び病院名	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
【区中央部】 慈恵会医科大学付属病院	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【区南部】 荏原病院			H28.4 指定			H31.4 指定			R4.4 指定		
【区西南部】 初台リハビリテーション病院	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【区西北部】 豊島病院			H28.4 指定			H31.4 指定			R4.4 指定		
【区西部】 慶應義塾大学病院			H28.4 指定			H31.4 指定			R4.4 指定		
【区東北部】 いずみ記念病院	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【区東部】 東京都リハビリテーション病院			H28.4 指定			H31.4 指定			R4.4 指定		
【南多摩】 永生病院	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【西多摩】 大久野病院			H28.4 指定			H31.4 指定			R4.4 指定		
【北多摩西部】 村山医療センター	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【北多摩南部】 武蔵野赤十字病院	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	
【北多摩北部】 多摩北部医療センター	H26.4 指定			H29.4 指定			R2.4 指定			R5.4 指定	

再指定の対象施設

1 診療体制

地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること

(1) 従事者

- ア リハ専門医の配置（非常勤であっても常勤に近い勤務になるよう努めること）
- イ 理学療法士及び作業療法士の常勤配置、言語聴覚士の原則配置
- ウ ソーシャルワーカーの配置

(2) 医療施設

- ア 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設
- イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

2 連携体制

- (1) 紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること
- (2) 他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること

3 相談体制

地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること

4 研修体制

地域のリハビリテーションに携わる従事者、家族の会、又はボランティア等関係団体に対し、必要な研修を実施できる体制にあること

 対象となる5施設について、指定基準の充足状況を確認の上、再指定（1年間）